ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。

多くの施設において
原則屋内禁煙に

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

屋内での喫煙は喫煙室限定

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

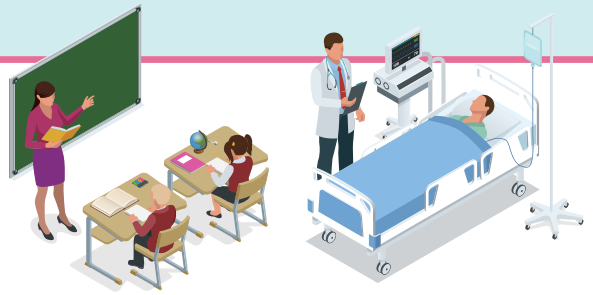

病院や学校・行政機関などは
2019年7月より原則敷地内禁煙

飲食店やオフィスなどは
2020年4月より原則屋内禁煙

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

2020年4月、様々な施設でスタート!

この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。
設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

喫煙専用室

「喫煙室」の出入口に貼るもの

喫煙専用室あり

「施設」の出入口に貼るもの

○喫煙が可能
×飲食など不可
施設の一部に設置可

加熱式たばこ
専用喫煙室

「喫煙室」の出入口に貼るもの

加熱式たばこ
専用喫煙室あり

「施設」の出入口に貼るもの

▲加熱式たばこに限定
○飲食など可能
施設の一部に設置可

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp
なくそう!望まない受動喫煙